

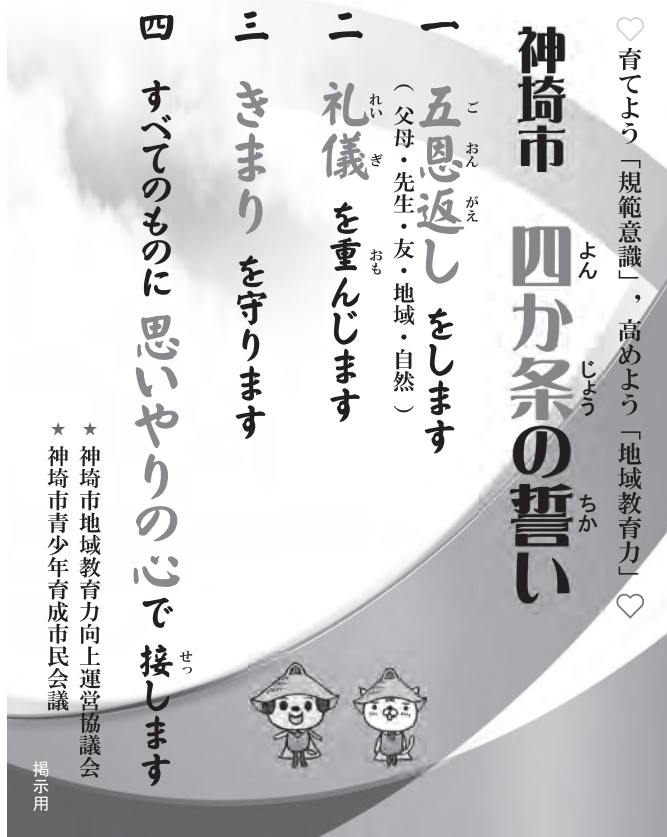
神崎市「四か条の誓い」を一部改正

◎問い合わせ 神崎市青少年育成市民会議 ☎44-2154
学校教育課 教育指導係 ☎44-2384

神崎市四か条の誓い

神崎市は、平成25年6月に「神崎市四か条の誓い」を定め、これまで、子どもたちの規範意識を高めるために様々な取り組みを行い、また、市民の皆さんと一緒に「四か条の誓い」について考え、推進してきました。設定から6年が経過し、見直しを行い、よりよい誓いとなるように一部を改正しました。

今回は、子どもだけでなく、ご家族や地域の方にも知っていただくためお知らせします。



今後も、ご家族で話し合っ、子どもたちの発達段階に応じた内容で「誓い」を立てていただくようお願いいたします。

なお、この取り組みは、家庭・学校・地域・青少年育成市民会議のご支援・ご協力を受け、今後も推進していきます。また、日頃から「四か条の誓い」にご理解・ご協力をいただいている皆さんに心からお礼を申し上げます。

今後も皆さんとともに、神崎市「四か条の誓い」を通して、素直で心優しい子どもたちの育成に努めていきます。

今回の改正箇所

一 五恩返しをします

①小項目の「友の恩」と「地域の恩」の順番の入れ替え

人、地域、自然に対する恩という観点から順番を入れ替えました。

②説明文に「自然」に対する畏敬の念をいただくことも大切であることを追記

私たちは、自然から多くの恩恵を受けています。自然とともに生きているという思いを育むために付け加えました。

二 礼儀を重んじます

③小項目の「外国と文化」を「異文化理解」に変更、それに伴う説明文の変更

外国の方と交流する機会が多くなりました。交流を通して、外国の文化を理解するだけでなく、日本のよさ（礼儀など）を感じる心を育てたいと考え、付け加えました。

三 きまりを守ります

④「風習と習慣」の説明文の変更

「風習」と「習慣」が同義のように記述されていたため、「風習」と「習慣」のそれぞれの意味を記しました。また、価値に気づくだけでなく、よい「風習と習慣」を守り続けてほしいとの願いを込め、変更しました。

四 すべてのものに思いやりの心で接します

⑤小項目の「惻隠の情」とそれに伴う説明文の削除

「惻隠の心」とは、「人に同情して忍びがたい心情」を表しており、相手の立場に立って、ものごとを感じ取るという側面もあります。小項目にある「親切的な心」や「人の痛みを感じる心」にも同様の意味が含まれていることから削除しました。

⑥小項目に「協調性」を追加、また協調性に関する説明を追加

昨今、全国的に自己中心的な考えから起こるトラブル等が多く見られるようになってきました。しかし、これからの時代で、自己の考えを押しつけるのではなく、異なる意見を聞き、相手の立場を尊重することが、よりよい社会を築くためには必要であるとの考えをもとに追加しました。

「四か条の誓い」 詳細

一 ごおんがえ 五恩返し をします

父母の恩・先生の恩・友の恩・地域の恩
・自然の恩

上の5つを「ごおん五恩」として定めます。

「恩」とは、遠い昔の「日本書紀」の時代から、「めぐみ恵み」「いづく慈しみ」「なすけ情け」のことであると理解されてきました。現代では、人から受ける感謝すべき行為のことと理解されています。

小学校高学年ぐらいになると、感謝の気持ちを素直に伝えることの難しさも感じはじめます。まずは、お世話になった人々に、「ありがとう」といった感謝の気持ちを言葉として伝えることが大切です。

また、人は「自然」と共に生きていることを実感し「自然」に対して畏敬の念をいただくことも大切です。



三 きまり を守ります

約束・きまり・義務と責任
・正しいことをやり抜く・風習と習慣

子どもが成長することは、同時に社会や集団の様々な規範を身に付けていくことでもあります。まず、約束やきまりを守ることができるようにすることが必要です。さらに、法やきまりのもつ意義について考え、それを守り、自他の権利を主張するとともに義務と責任を果たす精神をしっかりと身に付けるように指導することが求められます。また、人としてやってよいこと、社会通念としてしてはならないことをしっかりと区別したり、判断したりする力は、子どもたちが幼い時期から徹底して身に付けていくべきものです。

「風習」には、その地域に伝わる行事やならわしが、「習慣」には、早寝早起きのような生活習慣があります。長い歴史の中で培われてきた「風習と習慣」の意味や価値をあらためて考え、これからも守り続けていきます。

二 礼儀 を重んじます

あいさつ・時を守る・ちようよう長幼の序・しよ品格ある作法
・異文化理解

「礼儀」は、相手の人格を尊重し、相手に対して敬愛する気持ちを具体的に示すことであり、心と形が一体となって表れてこそ、その価値が認められるものです。時を守ることも礼儀の一つです。

「ちようよう長幼の序」とは、年長者と年少者との間にある秩序のことであり、「しよ品格」とは、その人やものに感じられる気高さや上品さのことです。してはならないこと、言ってはならないことをわきまえた態度や言葉遣いができることも、立派な品格ある作法の一つです。品格ある作法とは、具体的にどのようなものかを示していきながら、それが礼儀としても素晴らしい価値のある行為であることを教えてください。

国際化への対応が一層重要になってきています。外国の人々や異なる文化に対する理解を深めることで、我が国の礼儀の価値など、日本のよさにも気づくことができると思います。



四 すべてのものに

思いやりの心 で接します

親切な心・人の痛みを感じる心・いじめない心
・実行する強い心・協調性

「思いやり」とは、相手の立場を推し量り、自分の思いを「人・もの・こと」に向けることです。その心は、他の人の立場を尊重しながら、親切にし、いたわり、励ます生き方として現れます。他者への深い理解と共感がなければならず、単なるあわれみの心とは違います。

また、相手のことを考えながら行動するには「協調性」が必要です。協調性とは、他の人と物事をうまくやっていくということだけでなく、自分と異なる考えに対して、相手を尊重しながら互いに意見を出し合い、よりよい社会の形成を目指していく資質だと考えます。自分の考えを押しつけるのではなく、相手の立場を尊重し、相手の考えをよく聞いたうえで考え、行動することが大切です。

ふるさと納税に思うこと・・・感謝です

今回は、私が「ふるさと納税」について思うことを述べさせていただきます。

ふるさと納税制度は、平成20年度から始まったものです。「各自自治体（ふるさとや地方団体）」と「各自自治体の様々な取り組みを応援する納税者の気持ち」を橋渡しし、支え合う仕組みであるとともに、地方自治体が自ら財源を確保し、様々な施策を実現するために有効な手段となっております。国は、全国において人口減少が深刻化する中で、地域資源を最大限活用し、地域経済を再生させていくうえで、重要な役割を果たす制度であると、強調し推進を図ってきました。

神崎市は、初期段階でこの制度の趣旨を純粋に理解し、特段のPRを行うこともなく

進めてまいりました。このことからして、毎年、神崎市に心ある有志の方から「ふるさと納税寄付」を頂戴してきました。中でも特に平成21年度の1億円の寄付には、県内首長の間では大きな関心と話題になったことを鮮明に記憶しています。真にありがたい浄財であります。より意義あることに充たせてもらうことを心に決めたことも思い出します。

ふるさと納税寄付件数・額推移

年度	件数	金額 (千円)
平成20	13	2,502
平成21	9	102,975
平成22	11	2,895
平成23	11	3,340
平成24	11	6,960
平成25	16	2,630
平成26	14	5,190
平成27	20	7,430
平成28	731	25,913
平成29	2,231	47,127
平成30	14,950	249,925
令和元	21,666	241,219

※令和元年度は6月末日現在

また、「ふるさと納税」の寄付額の推移は右表の通りです。

ご覧いただくと、平成20年度から27年度においては、国の示した趣旨にのっとって心ある

方々からのご寄付を頂いてまいりました。

一方、平成26年度から27年度にかけて、県内の自治体では、ふるさと納税寄付額の急激な伸びを示す報道が見受けられるようになり、市民の方から「神崎はどがんしよつ」と言われました。その都度、ふるさと納税制度の趣旨を語ってまいりました。

また、市議会でもふるさと納税額をアップする手立てを要求する発言・提案を受けてまいりました。殊に、みやき町の取り組み方を研究し、同様に早々取組むべきだと叱責に近い意見を頂きましたが、調査は行っが、全く同様なことではできない旨の答弁をさせて頂いたものです。

いろうんなご意見を受けながら、市として検討した結果、平成27年度から返礼品の見直しを行い、28年度、29年度と見直しを重ね今日の返礼品数（342種類・7月19日現在）となっています。但し、国が示す返礼品と、還元率30%以内を守るものとしています。また、PRについては、首都圏ふるさと会や大都市圏の佐賀県人会などに出向き直接依頼を行っていました

が、平成28年11月からネットサイト「ふるさとチョイス」を活用し、「佐賀電算センター」と委託業務の契約を結びました。結果は、先の表のとおり増額となりました。なお、平成30年9月に「楽天」と「さとふる」のサイトを活用し、歴然たる結果を得たところです。

これまでの間には、ふるさと納税制度における返礼品規制について国からの通達、指導が幾度となく行われたところで、今日は、新たな基準を満たす自治体のみが制度を活用できる認可制となりました。既に新聞・テレビ報道で承知のことと思います。

市の令和元年度予算においては、昨年の実績をもとに当初見積りで2億5千万円としておりました。しかし、4月から6月までの3ヶ月間で、既に2万1,666件、2億4千万円強の昨年同等の寄付を頂きましたので、3億5千万円の追加補正（6月議会）をさせて頂いたところとです。

県下の納付額順位は別として、この寄付増額現象は、ネットサイトを扱ったこと、職員一人ひとりが宣伝してくれてい

ることも大きく起因すると思いますが、何よりも市民一人ひとりの皆さまが、親戚身内、友人、知人にPRしていただいているお陰であると感謝申し上げます。い

ただきましたお金は総合計画実現に向け活用させていただきますので、ふるさと納税制度活用にご理解ご支援を切に願います。

なお、ふるさと納税制度の詳細を知りたい方は総務企画部政策推進室にお尋ねください。

神崎市長 松本 茂幸

返礼品の上位商品 (平成30年度)

	品名	件数	人数	寄付金額 (千円)
1	最高評価特A米「さがびより」10kg	10,807	8,747	113,173
2	香月さんちのいちご(さがほのか) 280g×4パック	1,184	1,070	13,525
3	高級もち米「ひよくもち米」10kg	1,010	884	10,945